

特定個人情報保護評価について

総務部総務課

1 特定個人情報保護評価の概要

(1) 目的

- ・ 個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止すること
- ・ 国民、住民の信頼を確保すること

<そのために>

特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスク対策を行う。

(2) 意見聴取手続及び第三者点検の対象

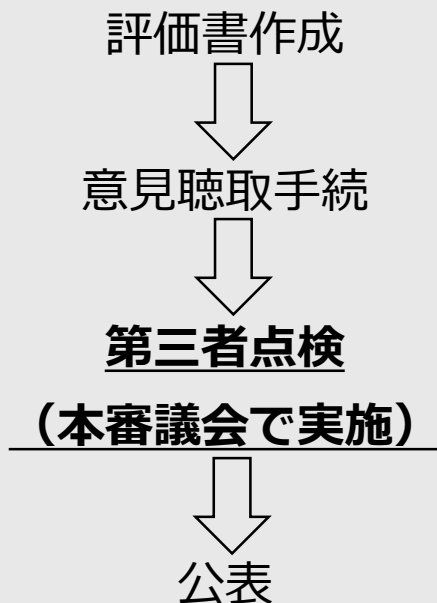
対象人数が30万人以上の事務

横須賀市では、現状以下の3件が該当

- ① 住民基本台帳に関する事務
- ② 個人住民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務
- ③ 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

今回、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務を追加

(3) 保護評価実施の流れ

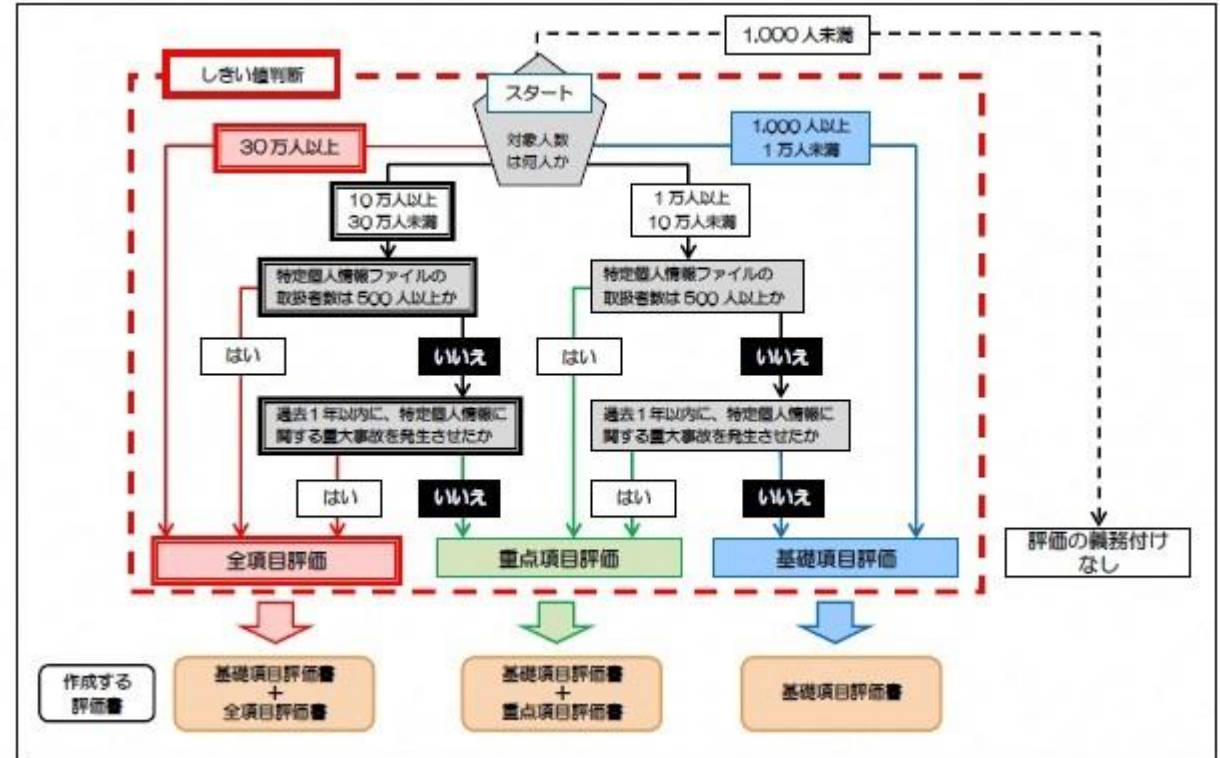


2 第三者点検における審査項目

(1) 適合性 出展: 特定個人情報保護評価指針(平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号)

- しきい値判断に誤りはないか。
- 適切な実施主体が実施しているか。
- 公表しない部分は適切な範囲か。
- 適切な時期に実施しているか。
- 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。

<しきい値判断フロー図>



2 第三者点検における審査項目(続)

(2) 妥当性 出展:特定個人情報保護評価指針(平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号)

- 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

3 保護評価実施スケジュール

(1) 評価書の意見聴取

令和3年9月1日(水)から令和3年10月8日(金)まで

(2) 第三者点検(横須賀市個人情報保護運営審議会)

令和3年10月26日(火)

(3) 評価書提出及び公表

令和3年11月下旬

(注)

特定個人情報ファイルを保有する場合には、原則として、その保有前に特定個人情報保護評価を実施する必要がありますが、新型コロナウイルスの予防接種事務については、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象となり得る旨が、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から示されています。

また令和3年11月下旬までに評価書の公表がされることが望ましい旨が、総務省個人番号企画室から示されています。